

感染症対策・風評被害対策マニュアル

(なすの在宅生活支援センター)

One-or-Eight.LLC

第1章 はじめに

1. 本マニュアルについて

新型コロナウイルス感染症が蔓延している昨今、医療福祉従事者に対する誹謗中傷も全国的に発生している。当事業所職員においても職員に対する風評被害が発生していた事を鑑み、社会のインフラサービスである医療福祉サービスを提供し続けるうえで職員の精神衛生上の健康を保つ事、そして企業として事実無根の誹謗中傷に対し断固たる対応を図る事を目的として本マニュアルを作成し、行動の指針とする。

2. 風評被害の定義

本マニュアルでは感染症風評被害を次のように定義する。

【定義①】

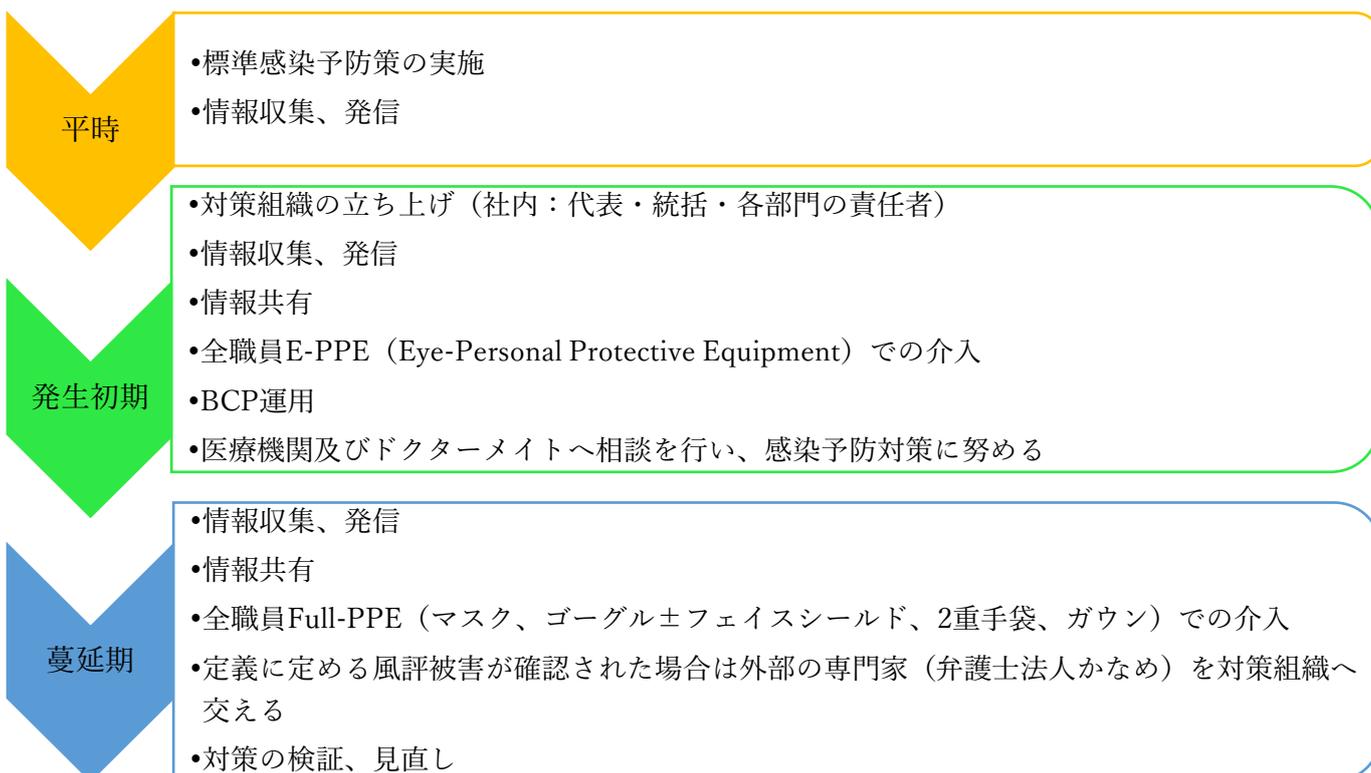
本社及び営業所、支社が設置されている所在地において感染症が流行し、その情報に接した当社サービス利用者及びその関係者、取引先等、当社に関係する全ての関係者が、当社が展開するサービスを利用することがあたかも危険であるように誤認し、当社の経済的損失、イメージの低下、信用失墜などの損失を被ること。

【定義②】

本社及び営業所、支社が設置されている所在地において感染症が発生・流行していないにも関わらず流行地域と同一視され、当社職員及び当社関係者、当社が誹謗中傷を被ること。

第2章 感染症及び風評被害の対策

1. 感染症対策については当社が別に定めている「感染症対策マニュアル」及び「BCP：新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画」を基本として対応する。
2. 感染症対策・風評被害に対しては、感染症が発生していない「平時」、感染症が発生した「発生初期」、感染症が蔓延した「蔓延期」に区別し対策を講じる。発生初期、蔓延期における期間の設定は対策組織が決定する。



《平時》

- ① 他居宅介護支援事業所、医療機関、その他関係先、所在する自治体からの発表等の情報収集及び当社ホームページにて情報発信を行う。

《発生初期》

- ① 風評被害が起こりうるであろうという想定の下、社内対策組織を代表の命により設置する。対策組織のメンバーは代表・統括・各部門の責任者（役職者）とする。
- ② 感染者の発生状況、当社に対する風評被害の発生状況などの情報収集を対策組織にて実施する。
- ③ 全職員 E-PPE での介入を指示し職員自身への感染対策及び感染媒介リスクの低減を図る。
- ④ 感染症対策を十分に講じた上で当社 BCP に基づき、業務を実施。
- ⑤ 当社職員の感染症対策と感染者発生状況をホームページ上で公開。また、利用者の関係先にも電話連絡にて情報共有を図る。
- ⑥ 当社職員において感染症罹患の有無にかかわらず、体調不良者が発生した場合はその情報を利用者及び関係者（居宅介護支援事業所等を含む）に公表し、誹謗中傷の原因を最小限に抑える。
- ⑦ 対策本部から全職員に対し社内 SNS ツール等を用い、①～⑥までの情報共有を速やかに行う。また、指示についても全職員が把握できる社内 SNS 内トークルームを設置し、業務指示・業務分掌を行う。

《蔓延期》

- ① 本社及び営業所、支社の所在地における感染者の発生状況等の情報収集を対策組織にて実施。
- ② 全職員 Full-PPE での介入を指示し職員自身への感染対策及び感染媒介リスクの低減を図る。
- ③ 定義に定める風評被害が SNS 等を含めて確認された場合は顧問弁護士（弁護士法人かなめ）を対策組織へ交え、対応対策の協議を行う。
- ④ 発生初期④～⑦を継続実施。

3. ねらい

1) 平時

- ① 標準感染予防策を実施し情報収集・発信を行うことにより社内外に対して感染予防策を講じての介入を行っているという安心感を与える。
- ② 他の業界団体等が発信する情報の収集を実施し適宜感染予防策を講じる。

2) 発生初期

- ① 誹謗中傷に対する対策組織を社内メンバーで立ち上げ、被害を最小限に留める。
- ② この時期より E-PPE を実施し、対策組織内においてこれから蔓延しうるであろう感染拡大予測を行い、予測に基づき予め感染対策を実施する。職員の健康保護及び社外に対する当社の感染対策への理解を図る。
- ③ 全職員及び同居家族の健康状態の把握を常時行う。
- ④ 当社併設の全事業所利用者の健康状態及び同居家族の健康状態の把握を行う。
- ⑤ BCP の運用を開始し、仮に職員に感染者が発生した場合においても業務を遂行し地域の医療福祉に寄与する。
- ⑥ 医療機関及び当社が契約する顧問先（ドクターメイト株式会社）等、専門家への相談及び意見の取取を適宜行い、感染症の特性や感染予防策などの情報の収集に努める。

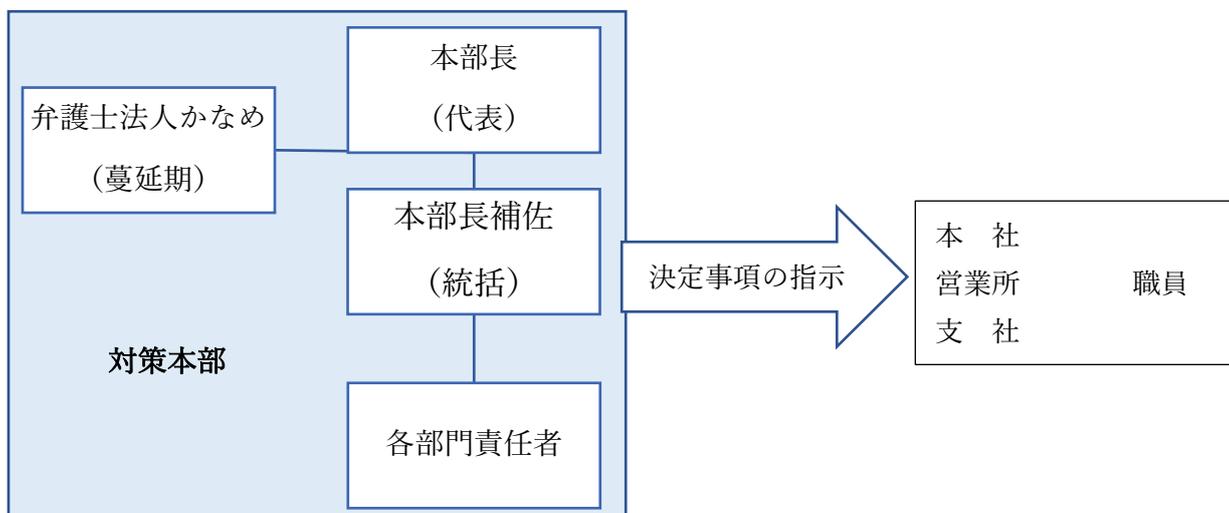
3) 蔓延期

- ① 全職員 Full-PPE での介入を継続し感染予防に努める。

- ② 継続して全職員及び同居家族の健康状態の把握を行う。
- ③ 当社併設の全事業所利用者の健康状態及び同居家族の健康状態の把握を行う。
- ④ 本社及び営業所、支社が所在する地域での風評被害の兆候を情報収集によって察知する事に努める。
- ⑤ 定義に定める風評被害が確認された場合は顧問弁護士を対策組織に交え、対応対策を協議する。
- ⑥ 風評被害による経営的な落ち込みを最小限に留める。
- ⑦ 業界団体、自治体などからの情報収集を行い自社で今後求められる対応について検討する。

第3章 対策組織図

本マニュアル対策組織は下記図の指示命令系統により管理監督を行う。



附 則

この規定は適宜見直しを行い、改訂する。

この規定は令和3年1月25日制定、令和3年1月26日より施行する。